

国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—

編集・発行 福島市市民安全全部国保年金課

●「国保だより」バックナンバーのご案内 「国保だより」のバックナンバーを市のHPIに掲載しますのをご覧ください

福島市国保だより 98号

(平成30年8月末日現在)

国保世帯数 36,475世帯

被保険者数 57,065人

国民健康保険についての
問い合わせは
福島市役所国保年金課へ
電話 525-3735
525-3773

平成30年10月1日に 国民健康保険被保険者証が更新になりました。

平成30年10月1日からお使いいただく被保険者証を、
9月下旬に自宅へ郵送でお届けしております。

◆ 世帯主の皆様へ

同一世帯の国保加入者全員分の被保険者証を、世帯主様あてに送付しております。世帯主様分以外の被保険者証は世帯員様へお渡しください。

◆ 新しい被保険者証の色は、

これまでの「緑色」から「薄茶色」に変わりました。

◆ 記載内容の確認をしてください。

更新された被保険者証は、平成30年8月末現在で作成しています。住所や氏名など、内容に相違がある場合には、お手数をおかけしますが、国保年金課または各支所・出張所へ被保険者証を持参のうえ、ご来庁ください。

◆ 医療費の一部負担金の割合

18歳に達する年度の末日まで	0割
19歳に達する年度の初日から70歳に達した月まで	3割
70歳に達した月の翌月から74歳まで	1割（昭和19年4月1日以前生まれの方） 2割（昭和19年4月2日以降生まれの方） 3割（一定の所得がある方） 「高齢受給者証」(ピンク色)に記載の負担割合を医療機関にお支払いいただくこととなります。

◆ 有効期限について

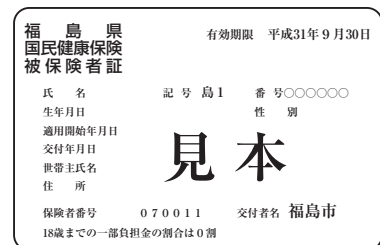
被保険者証の有効期限は原則として「毎年9月30日」です。ただし、次のような方には別の有効期限を表示しています。

例	有効期限
後期高齢者医療制度に該当 平成31年9月30日までに75歳の誕生日を迎える方	75歳誕生日の前日まで ※有効期限までに誕生日以降お使いいただく後期高齢者医療被保険者証をお送りします。
退職者医療制度に該当 平成31年9月30日までに65歳の誕生日を迎える方	65歳誕生日月の月末(誕生日が1日の場合は、その前日)まで ※有効期限までに翌月からお使いいただく被保険者証をお送りします。(退職被扶養者の方も同様)

◆ 有効期限の切れた被保険者証

国保年金課または各支所・出張所にお返しください。なお、返還が困難な場合は個人情報を読み取れないように細かく裁断するなどして処分してください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735



【新様式】

被保険者証の様式が県内で統一されました

— 被保険者証は国保加入者の証明書です —

国民健康保険は助け合いの制度です！

国保は加入している皆さんの保険税で支えられており、納付された保険税を基に必要な医療費の支払いにあてます。保険税は国民健康保険制度の運営のための重要な財源です。納期限内に納めましょう。

国保税の納付が遅れた場合

①督促状が送られます。

納期を一定期間過ぎると督促が行われ、延滞金が加算される場合があります。
※納期限内に納めましょう。なお滞納が続くと、**法律に基づいて財産を差押することがあります。**



②短期被保険者証が交付されます。

通常の被保険者証の代わりに、有効期間の短い被保険者証が交付されます。
納付が困難な場合は、早めに納税相談をしてください。



③資格証明書が交付されます。

さらに特別の事情がないのに滞納が続くと、資格証明書に切り替わる場合があります。医療費はいったん全額自己負担となります。



④国保の給付が止まる場合があります。

療養費などの国保の給付が差し止められます。さらに滞納すると差し止められている給付額から滞納分が差し引かれます。

国保税の納付は口座振替が便利です

口座振替は納め忘れの心配がありませんので大変便利です。ぜひご利用ください。

【口座振替の申込み方法】

①銀行窓口

金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関の窓口にお申込みください。(納税通知書・はんこ・通帳を持参ください)

②国保年金課窓口(ペイジー口座振替受付サービス)

キャッシュカードのみで暗証番号を入力するだけで申込みが完了します。是非ご利用ください。ただし、取扱い銀行が限られています。詳しくは窓口(国保年金課・納税課・各支所)にお問合せください。

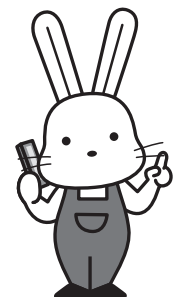
●これからの国保税の納期限●

(第4期)	10月31日
(第5期)	11月30日
(第6期)	12月25日
(第7期)	平成31年1月31日
(第8期)	2月28日

国民健康保険コールセンターによる呼びかけ

現在、国保税について、納め忘れや遅れにより、納期が過ぎても納付の確認が取れない方に対し、電話での未納をお知らせして早期の納付を呼びかける国民健康保険コールセンターを設置しています。

呼びかけは、専門のオペレーターが行います。なお、すでに金融機関等で納付いただいた場合でも、市の納付確認に1週間程かかる場合があるため、行き違いで連絡することもありますのでご了承ください。



不審な電話にご注意を！

国民健康保険コールセンターでは、国保税の納期限を過ぎていないことなどをお知らせし、早期納付をお願いするものであり、こちらから口座を指定して、振込みを依頼するようなことはありません。不審な点がございましたら、振込みなどせず、納税課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 納税課 納税第1～第3係 ☎024-535-1111(内線2479～2492)

受けましたか？今年の特典健診(無料になりました)

突然大きな病気で倒れないため、1年に一度、特典健診で健康状態を確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。

個別健診 は、**10月31日まで**

※実施医療機関は、
・ 市政だより6月号折り込みチラシをご覧ください。
・ 福島市ホームページ **市民検診** 検索

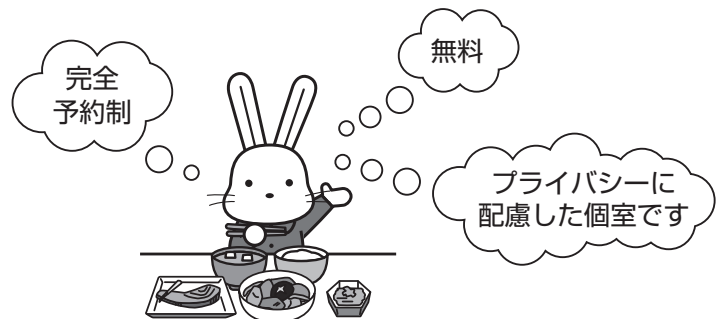
集団健診

実施日	会場	対象者	受付時間
10月9日(火)	信夫学習センター	主に70～74歳	午前8時30分 ～9時30分
10日(水)	信夫学習センター	主に60～69歳	
11日(木)	信夫学習センター	主に40～59歳	
17日(水)	保健福祉センター(森合町)	主に70～74歳	【予約不要】
18日(木)	保健福祉センター(森合町)	主に65～69歳	
19日(金)	保健福祉センター(森合町)	主に60～64歳	

持参する物：受診券と被保険者証

健診を受けたら…栄養相談のご案内

～ひとりひとりを大切に、わかりやすい食事の相談です～



「食事の話を知りたいけれど、難しそう…」と思うかもしれませんが、あなたに合った内容で、ご自身ができることをお伝えしています。

(例：コンビニ食、缶詰の利用、カット野菜の使い方、低カロリーのおやつなど)

特に、血糖値やHbA1c(ヘモグロビン・エー・ワン・シー)が高めの方は、ご利用ください。

場 所：福島市役所国保年金課相談室(1階)または、ご自宅

対象者：福島市国民健康保険加入の方

特にお勧めしている方：・ 血糖検査 HbA1c7.0%以上の方

・ 腎臓の検査 eGFR60未満の方(70歳以上は45未満)

日 時：お問い合わせください

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

— 医療費は大切に使いましょう —

「歯と歯ぐきの検診(10月31日まで)」をご利用ください

糖尿病では、合併症を防ぐことが大切と言われます。
歯周疾患は糖尿病の合併症です。

**糖尿病があると
歯周疾患になりやすく重症化しやすい**
(免疫機能の低下や血流悪化、唾液の減少
などのため、歯周組織の障害が生じる)

一方で

**歯周疾患は、
糖尿病に悪影響を及ぼす**
(インスリン作用を阻害し、血糖コントロール
を悪化させます)

歯周疾患やむし歯は、糖尿病以外にも肥満、肺炎、睡眠時無呼吸症候群、心内膜炎、腎炎、栄養障害などさまざまな疾患の原因になるといわれています。

「歯と歯ぐきの検診」をご利用ください。



対象者：20～70歳(受診券シールはなくても受診できます)
自己負担金：400円
実施医療機関：市政だより6月号折り込みチラシをご覧ください。
福島市ホームページ [市民検診](#) 検索

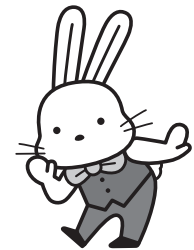
後期高齢者医療制度加入の皆様へ

～後期高齢者医療保険料は納期内に納めましょう～

◇「年金からの差し引き」と思っていたのに、納入通知書(納付書)が届いた方

保険料は、原則として個人ごとに年金から差し引きでお支払いいただきますが、次に該当する方は、納付書または口座振替でお支払いいただくようになります。

- ・年金の年額が18万円未満の方
- ・年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の被保険者になった方
- ・昨年の申告をやり直しなど、所得に変更があった方
- ・年度の途中で転入、転出等があった方
- ・介護保険料と合わせた保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
- ・年度の途中で所得の変更などにより保険料の額が変わった方



◇納入通知書が届いた方は、忘れずに期日までに金融機関窓口等で納めてください

※納期限内であれば、保険料をコンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

□口座振替のおすすめ

口座振替にすることで、納付に行く手間や納め忘れがなくなり大変便利です。便利・確実・安心な口座振替をご利用ください。

申し出により、年金からの差し引きを、口座からの引き落としに変更することも出来ます。

◇限度額適用認定証を申請してください

一部負担割合が3割の現役並み所得区分の方で、本人もしくは同一世帯の被保険者の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口の支払上限が自己負担限度額までとなります。医療機関での支払いが高額になる可能性のある方は申請してください。(住民税非課税世帯の方へはこれまで通り「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。)

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724